

指定居宅介護支援事業所に係る新規指定申請について

平成30年4月 小田原市高齢介護課

新規指定申請について

指定居宅介護支援事業所に係る新規指定申請については、必要書類を調製のうえ、**事業開始の日の45日前までに申請**してください。

その際、内容について確認させていただきますので原則として来庁による書類提出とします。来庁にあたっては、事前に電話等による来庁日時の調整をお願いします。

なお、必要書類等の調製方法についての相談は随時受け付けます。

提出先	小田原市高齢介護課（本庁舎2階 17番窓口）
必要書類	1. 指定居宅介護支援事業所指定申請書（様式第1号第2条関係）
	2. 付表 指定居宅介護支援事業者の指定に係る記載事項
	3. 指定居宅介護支援事業所実施規則に定める申請時必要事項及びその内容が分かる資料 (次ページ参照・任意様式)
	4. 介護給付費算定に係る体制等届出書
	5. 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
	6. 加算チェック表及び添付資料
	7. 介護職員処遇改善加算関係書類 ※該当ある場合
	8. 指定居宅介護支援事業所変更届出書（副）及び返信用封筒 ※返送を希望する場合のみ提出ください。
申請の期日	事業開始の日の45日前まで

指定居宅介護支援事業所実施規則に定める申請時必要事項及びその内容が分かる資料

申請時必要事項及びその内容が分かる資料については特に様式を指定しませんが、公的な証明が存在する事項についてはその証明を添付してください。（証明の原本ではなく写しの添付でも可としますが、申請時に原本を確認しますので、必ず原本を御持参ください。）

- (1) 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- (2) 賃貸借契約書の写し又は登記簿の謄本（登記事項証明書）
- (3) 建築物等に係る関係法令確認書・・・・・・・・・・・・・・・・・・【参考様式あり】
- (4) 当該申請に係る資産の状況（直近の決算書、財産目録等）
- (5) 事業所の平面図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【参考様式あり】
- (6) 居室面積等一覧
- (7) 設備備品等に係る一覧表
- (8) 事業所の管理者の経歴書・・・・・・・・・・・・・・・・・・【参考様式あり】
- (9) 従業者の資格者証の写し及び雇用が確認できる書類の写し
- (10) 従業者の勤務の体制及び勤務形態・・・・・・・・・・・・・・・・・・【参考様式あり】
- (11) 当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧・・・・・・・・・・【参考様式あり】
- (12) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要・・・・・・・・【参考様式あり】
- (13) 運営規程
- (14) 誓約書及び役員等名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・【参考様式あり】

問い合わせ先 〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地 小田原市高齢介護課介護給付係 TEL:0465-33-1827 開庁時間 平日の 8:30～17:15
